

# 新しい農業委員が決まりました

農業委員会は、市町村に設置が義務付けられている委員会で、選挙による委員と農業協同組合、農業共済組合及び市町村議会、それぞれから推薦された選任による委員で構成されています。

委員会は、農地法などの法律で権限を与えられている事務のほか、農地流動化推進の取り組みや区域内の農業に関する意見の公表、建議及び他の行政庁の諮問に対する答申などを行います。

## ●選挙による委員



小林 寅雄さん  
【野中一・二部】



水間 信隆さん  
【加瀬】



鈴木 幸雄さん  
【沢乙】



渡邊 賢さん  
【菅谷一部】



鈴木 博さん  
【神谷沢】



松岡 栄さん  
【赤沼・浜田・須賀】



引地 俊彦さん  
【春日一部】



阿部 勝彦さん  
【東町】



角田 利剛さん  
【館】



小幡 哲男さん  
【町加瀬】

## ●選任による委員



佐藤由里子さん  
【春日一部】



小幡 康子さん  
【菅谷二部】



鈴木ハマ子さん  
【藤田】



鈴木 勲さん  
【春日一部】



日野 明夫さん  
【仲町】

選挙による委員10人、選任による委員5人  
※氏名・担当地区の紹介

## 農地の転用・売買・貸借等は農地法に基づく許可が必要です

農地を売買したり、貸し借りする時は

### 3条申請

- 農地を耕作目的で売買したり、貸し借りする時は、農業委員会の許可が必要です。
- 資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて40アール以上)でない場合は許可されません。

自分名義の農地を転用するときは

### 4条申請

- 農地の転用とは、農地を住宅、車庫、資材置場、駐車場など、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。(市街化区域内農地は届出)
- 転用申請では次のような内容を審査します。
  - ①転用の目的や面積は適正か
  - ②水利など、必要な同意はあるか
  - ③周辺の農地に与える影響はどうか
  - ④転用の目的は確実に実現できるかどうか
  - ⑤他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

他人名義の農地を買ってあるいは借りて転用するときは

### 5条申請

申請締切は  
毎月  
15日です

- 農地の無断転用をなくしましょう。
- 農地は自分で守りましょう。
- 農地を埋め立てするには、事前に許可が必要です。

▽問い合わせ先 農業委員会事務局  
☎(767)2191 ☎(767)2107